

長崎県食品衛生監視指導計画の前年度からの主な変更点

平成 30 年 6 月に改正された食品衛生法が、令和 3 年 6 月に完全施行されます。食品等事業者に対しては、特に①「HACCP に沿った衛生管理」の制度化、②営業許可業種の見直し、が大きく影響するところです。

また、県の監視指導計画が基とする国の「食品衛生監視指導指針（以下、「国指針」）」も令和 2 年 3 月に改正され、HACCP やふぐ処理者に関する記載等が追記されました。

これらを踏まえ、令和 3 年度の長崎県食品衛生監視指導計画においては、主に下記の 3 点について見直しを行いました。

1 国指針の改正内容の反映

（1）HACCP に沿った衛生管理の制度化への対応（V 章） 計画 9～10 ページ

法改正により制度化された HACCP に沿った衛生管理が、令和 3 年 6 月に完全施行されます。

令和 2 年度までは、食品等事業者が無理なく HACCP を導入できるよう、講習会等により周知・助言に努めてまいりました。

令和 3 年 6 月以降は、それぞれの営業施設において、法律に基づき HACCP が運用される必要があることから、県による監視指導について記載しました。

※ 国指針の第三「一 重点的に監視指導を実施すべき事項」等に記載された内容（衛生管理計画の確認等）を反映

（2）ふぐ処理者について 計画 11・13 ページ

国指針の第五「一 食品衛生管理者等の設置」、第七「二 食品衛生管理者等の食品等事業者自らが実施する衛生管理を担う者の養成及び資質の向上」に、「ふぐ処理者」に関する事項が追記されたことを受け、ふぐ処理者の認定、及び適切なふぐ処理の徹底について追記しました。

2 業種別の重要度別監視回数（別表3） 計画 16 ページ

令和3年6月より、過去の食中毒の発生状況等を踏まえ、許可業種が統合・廃止・新設により34業種から32業種へ再編されます。この再編により新たに設定された許可業種（複合型そうざい製造業、液卵製造業など）について、年間に行う監視回数を設定しました。

また、これまでは2年に1回の監視頻度としていた一部の製造業（豆腐製造業など）については、他の製造業と同様に1年に1回監視を行うこととしました。

なお、簡易な調理を行うスナックなど、食中毒のリスクが少ないと想定される施設については、従来どおり2年に1回の監視回数としています。

3 本計画に掲げる数値目標（別表2） 計画 15 ページ

許可業種の再編により、リスクが低いと考えられる一部の業種は、許可が不要となります。具体的には、包装された食肉や魚介類のみの販売業、乳類販売業など、食品に直接触れることのない業種（約3,000施設）です。

これまで、これらの業種は2年に1回の監視頻度としていましたが、許可が不要となることから監視の頻度を設けないこととし、令和3年度の監視目標件数を18,500件に変更しました。

また、リスクコミュニケーション（意見交換会等）の開催回数について、学生を対象とした取り組み等を増やすこととし、現計画の14回から20回以上に変更しました。

その他、文言等の修正を別紙（新旧対照表）のとおり行っております。